

登別市タブレット端末等持ち帰り利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、登別市立学校設置条例（昭和39年条例第10号）第1条に規定する登別市立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒が、学校から自宅へタブレット端末等（以下「端末等」という。）を持ち帰り、自宅で利用する際に必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 端末等を持ち帰り、自宅で利用することができる者（以下「対象者」という。）は、学校に在籍する児童生徒とする。

(端末等の持ち帰りの条件)

第3条 端末等を持ち帰り、自宅で利用しようとする対象者の保護者は、登別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める日までにあらかじめ教育委員会が指定する申請フォーム（インターネット上の所定の電子申請フォームをいう。）により対象者が在籍する学校を通じて、教育委員会に申請しなければならない。

(端末等の持ち帰り利用の許可)

第4条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、端末等の持ち帰り利用を許可するものとする。

2 教育委員会は、前項の許可を学校長に委任することができるものとする。

(端末等の取扱い)

第5条 前条の許可を受けた対象者の保護者及び当該許可に係る対象者（以下「利用者」という。）は、端末等を自宅での学習にのみ利用することができるものとする。

2 利用者は、端末等について安全に留意し適切に取り扱わなければならない。

3 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 端末等を他者に使用させ、又は転貸すること。

(2) 端末等を売却、担保の設定、廃棄又は故意に毀損すること。

(3) 端末等を自宅での学習以外に利用すること。

(4) 端末等を利用し、教育委員会、学校又は第三者に対して損害を生じさせること。

(5) その他教育委員会が必要と認める事項。

(持ち帰り利用の取消し)

第6条 教育委員会又は第4条第2項の規定により委任を受けた学校長

は、利用者が前条に掲げる事項に違反した場合は、持ち帰り利用の許可を取り消すことができる。

(利用期間)

第7条 第4条の規定による許可の有効期間は、許可を受けた日から当該許可を受けた日の属する会計年度の3月末日までとする。ただし、利用者が翌年度も引き続き当該学校に在籍する場合は、期間満了の翌日を開始日として1年間延長し、以降も同様とする。

(費用)

第8条 端末等の持ち帰りは無償とする。ただし、端末の充電に係る費用及び通信に係る費用は、利用者の負担とする。

(紛失又は毀損の届出)

第9条 利用者は、端末等の紛失若しくは盗難があったとき又は毀損したときは、速やかにタブレット端末等紛失・毀損届(別記様式第1号)を当該利用者が在籍する学校を通じて、教育委員会に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 前条の場合において、紛失若しくは盗難又は毀損した事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者の負担により修繕し、又は損害を賠償するものとする。

2 利用者は端末等を利用するにあたり、利用者の責に帰すべき事由により教育委員会、学校又は第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償する責任を負う。

3 教育委員会又は学校は、教育委員会又は学校が意図しない端末等の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別紙様式第1号（第9条関係）

タブレット端末等紛失・毀損届

登別市タブレット端末等持ち帰り利用規程第9条の規定に基づき、届け出ます。

区 分	紛失 ・ 毀損 (該当に○)
在 籍 学 校	登別市立 学校 (学年 組)
児 童 生 徒	ふり がな 氏 名
端 末 番 号	
紛失若しくは盗難 又は毀損した日	年 月 日
原因及びその状況（できるだけ詳細に記載してください）	
上記のとおり報告します。 登別市教育委員会 様 児童生徒氏名： 保護者氏名：	
上記報告の内容について確認しました。 学校名： 校長名：	

- ※ 端末番号とは、端末に貼付したシールに記載している番号です。
- ※ タブレット端末の附属品の紛失若しくは盗難又は毀損についても、端末番号を記載し、「原因及びその状況」欄にその旨を記載してください。